

公益社団法人子どもの発達科学研究所における 競争的資金等の執行に係る内部監査要綱

(趣旨)

第1条 公益社団法人子どもの発達科学研究所における監査は、定款第22条によるもののほか、競争的資金等の執行に係る内部監査については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 内部監査は、監事監査とは別に、競争的資金等の財源が国民の税金で賄われていることに鑑み、会計経理の適正を期すること及び健全性を図ることを目的とする。

(監査の対象)

第3条 内部監査は、科学研究費等の競争的資金の執行状況について実施する。

(内部監査の体制)

第4条 最高管理責任者は、必要に応じ監査責任者及び監査員を指名し、監査チームを編成する。

(監査計画)

第5条 監査責任者は、重要性、適時性、効率性その他必要な事項を勘案して、監査対象、監査項目、監査方法、監査実施等について監査計画を作成するものとする。

2 監査計画については、最高管理責任者の承認を得なければならない。

(監査の実施)

第6条 内部監査は、監査計画に基づき随時行うものとする。

2 監査は、書面監査又は実地監査により行うものとし、必要に応じてリスクアプローチ監査を含めた実効性のある監査を実施する。

(監査員の遵守事項)

第7条 監査員は、業務運営上の課題の認識を深めるよう努めなければならない。

2 監査員は、誠実・公正な態度で対応し、監査の健全性確保に努めなければならない。

3 監査員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

4 監査員は、自己の行った事項について内部監査を実施してはならない。

(監査の実施に関する権限等)

第8条 監査員は、業務に関する重要な書類を閲覧し、職員に説明を求めることができる。

2 職員は、監査員が行う監査に協力しなければならない。

3 監査責任者は、監査の実施に伴い法令・規則に違反し、又は適当でないと認める事項がある場合には、直ちに関係職員に対して、適宜の措置を要求することができる。ただし、当該事項が重大である場合については、あらかじめ研究所長及び代表理事の指示を受けるものとする。

(監事との関係)

第9条 監査責任者は、監事と連絡調整を密にし、内部監査の効率的な実施に努める。

(監査時の立会い)

第10条 内部監査の際、当該監査対象部門の関係者は、これに立ち会うものとする。

(監査の報告)

第11条 監査責任者は、内部監査を終えた時は、速やかに監査報告書を作成し、監事及び最高管理責任者に報告するとともに監査対象部門に通知する。

(改善措置)

第12条 最高管理責任者は、内部監査の結果を研究所内に周知するとともに、是正改善を必要とする事項があると認める場合は、ただちにその措置を取るものとする。

附則 この規程は、令和4年9月29日から施行する。